

入札説明書

1 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名
- (2) 入札方式等
- (3) 工事場所
- (4) 工 期
- (5) 予定価格
- (6) 工事の概要
- (7) 前払金の有無

【別記 1】

2 入札の方式

本工事は、入札時に価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する簡易Ⅱ型総合評価落札方式による工事である。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 山形市契約規則（昭和 39 年市規則第 18 号）第 25 条第 2 項の規定による令和 7・8 年度山形市上下水道部競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による建設業の許可のうち、土木工事業の許可を受けていること。
- (4) 建設業法第 28 条第 3 項及び第 5 項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- (5) 山形市上下水道部工事請負業者指名停止要綱（平成 7 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止の期間中でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続（同法に基づく更生計画の認可の決定後である場合を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続（同法に基づく再生計画の認可の決定後である場合を除く。）中のものでないこと。
- (7) 山形市内に本店を有していること。
- (8) 山形市上下水道部工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程（平成 17 年山形市水道事業管理規程第 14 号）第 4 条の規定による土木一式工事の A 等級に格付されていること。
- (9) 山形市上下水道部電子入札運用基準（平成 22 年 10 月 1 日施行。以下「運用基準」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき電子入札システム（山形市契約規則第 17 条第 3 項に規定する電子入札システムをいう。以下同じ。）による利用者登録を行っている者又は、運用基準第 6 条の規定に基づき管理者が認める紙入札参加者であること。
- (10) 山形市建設工事請負契約約款第 49 条第 1 項第 11 号の規定に該当しない者であること。
- (11) 入札に参加しようとする者の間で、一方の会社等の代表者が他方の会社等の代表者を現に兼

ねていないこと。ただし、入札執行の完了に至るまでに上記の事実が判明した場合において、これに該当する者のうち、一者を除く全てが入札を辞退したときは、残る一者については入札参加者の資格があるものとする。

(14) その他【別記2】に示す資格に該当するものであること。

4 入札参加申請手続等

入札への参加を希望する者は、次に掲げる書類を【別記3】の日時、場所まで持参により提出するとともに、電子入札システムにより参加資格確認申請を行うこと。

(1) 提出書類

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)
- ② 技術資料(様式第2号)
- ③ 主任(監理)技術者の資格・工事経験書(様式第6号)
- ④ 上記の技術者の国家資格者証の写し(監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し)及び雇用関係が確認される書類(雇用証明書等)の写し
- ⑤ 同種又は類似工事の施工実績調書(様式第7号)
- ⑥ 地域貢献状況調書(様式第8号)
- ⑦ 総合評定値通知書の写し(審査基準日が本申請の提出期限前1年7月以内であり、かつ、直近のものに限る。)

(2) 入札参加資格確認の結果については、【別記3】に示す日に一般競争入札参加資格確認通知書の郵送又は電子入札システムにより通知する。

(3) 前号の確認結果は、入札の執行前には公表しない。

(4) 入札参加資格がない旨の通知を受けた者がその理由について説明を求める場合は、その旨を記載した書面を、【別記3】に示す日までに、上下水道部総務課に提出するものとする。

(5) 前号の規定により理由について説明を求められた場合は、【別記3】に示す日までに、説明を求めた者に対し書面により回答するものとする。

5 契約条項等

山形市契約規則及び建設工事請負契約約款については、山形市のホームページに掲載するほか、山形市上下水道部総務課(山形市上下水道施設管理センター2階)において閲覧することができる。

6 入札書の受付期間、開札日時及び場所

【別記4】に示すとおり

7 入札の延期、中止等

(1) 天災、地変等により入札の執行が困難なときは、入札を延期し、中止し、又は取り止めることがある。

(2) 入札参加者の連合その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を延期し、中止し、又は取り止めることがある。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の10分の1に相当する額を納付

注) 契約を締結する際には、次のいずれかの保証が必要となります。

① 契約保証金

② 契約保証金に代わる担保の納付

③ 金銭保証人

④ 公共工事履行保証証券（履行ボンド）

⑤ 履行保証保険

9 入札方法等

(1) 入札は、電子入札システムにより入札金額、くじ入力番号（3桁の任意の数字）等必要な事項を入力し、工事費内訳書を添付して送信すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 本件工事の入札については、山形市上下水道部低入札価格調査制度を適用する。

(4) 初回の入札で落札者がいない場合は、3回を限度として再度入札を行うことがある。この場合、再度入札を行う旨の通知は、電子入札システムにより行うとともに、開札場所において口頭で行う。

(5) 初回の入札において参加しなかった者、無効な入札をした者及び失格となった者は、再度入札に参加することはできない。

(6) 再度入札時においては、工事費内訳書の提出を求めない。

10 紙入札の場合の手続き

(1) 本件入札で紙入札を行うことができる者は、紙入札について承諾を得た者に限る。紙入札の承諾手続は、運用基準により、「紙入札参加承諾願」を入札公告2(1)の3日前の正午まで上下水道部総務課まで持参し提出すること。

(2) 紙入札に係る書類の提出方法

ア 紙入札参加者の競争参加資格確認申請書の提出方法

紙入札参加者は、4(1)に示す提出書類を上下水道部総務課に持参し、紙入札参加承諾通知を提示のうえ提出すること。

イ 紙入札参加者の入札方法等

紙入札においては、次の書類を上下水道部総務課に持参し、紙入札参加承諾通知及び競争参加資格確認通知を提示し提出することとする。

(ア) 入札書（山形市上下水道部電子入札運用基準別記様式第3号）は、「入札書用封筒」に封かんのうえ、封筒の表面に「入札書」の文字、工事名、住所及び商号又は名称を記載すること。

(イ) 工事費内訳書は、「工事費内訳書用封筒」に封かんのうえ、封筒の表面に「工事費内訳書在中」の文字、工事名、商号又は名称、担当者名、電話番号及びFAX番号を記載すること。

11 前払金の支払

山形市契約規則第10条の規定に基づき行う。

12 設計図書等の閲覧

本件工事に係る設計図書等は、【別記5】に示す期間に、電子データにより閲覧に供す。

なお、設計図書等入札情報公開システムの閲覧に係るパスワードについては、本書3の(2)

(7) (8)の要件を満たすものに対して、電子メールで送付する。

13 本件工事に係る設計図書等に対する質問等

(1) 総合評価落札方式に対する質問がある場合は、その旨を記載した書面を【別記6】に示す日までに、上下水道部総務課に提出するものとする。

(2) 本件工事に係る設計図書等に対して質問がある場合は、その旨を記載した書面を、【別記6】に示す日までに、上下水道部総務課に提出するものとする。

(3) 前2号に掲げる質問に対する回答は、質問者に書面により通知するとともに、【別記6】に示すとおり閲覧に供する。

14 配置予定技術者

技術資料に記載された配置予定技術者は、原則として変更できないものとする。また本件工事の契約時において、配置予定の技術者を配置できないときは、真にやむを得ない事由により技術者の変更を認める場合を除き、契約を締結しないものとする。

15 工事成績評定の減点

落札者となった者が、技術資料の内容を履行できなかった場合には、工事成績評定の減点を行う。ただし、不測の事由等により、請負者の責に帰すことができない場合には、この限りでない。